

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年12月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

(単価契約) 電力の供給

(2) 特質, 予定使用電力量等

入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりに

(3) 契約(供給)期間

令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時まで

(4) 需要施設

ア 京都市上下水道局水道部山ノ内ポンプ場

イ 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場

ウ 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場

エ 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

オ 京都市上下水道局水道部新山科浄水場

カ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

キ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

ク 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

ケ 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

(5) 需要施設の業種及び用途

官公署(水道施設及び下水道施設)

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日において、京都市上下水道局契約規程(以下「規程」という。)第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で、令和3年

10月1日付け京都市上下水道局告示第38号に定める資格の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者のいずれかであること。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）であること。
- (4) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
- (5) 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。
- (6) 令和3年12月14日（火）午後5時までに、京都市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（以下「報告書」という。）を提出し、かつ、参加資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む）の料金メニューで契約する者。（以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。）。

ただし、令和3年10月19日以降に既に報告書を提出している者については、再度提出する必要はないものとする。

- (7) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については次のとおり交付

する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部契約会計課

(電話 075-672-7726)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和3年12月14日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書については、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限り。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市上下水道局契約会計課(以下「契約会計課」という。)に設置する入札端末機(規程第8条第2項に規定する入札端末機をい

う。以下同じ。) を使用することにより入札データを送信する方法

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法 (以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。)

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類 (以下「申請書類」という。) を添付のうえ、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

(ア) 2(3)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

(イ) 2(6)の再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料 (指定様式「特定電源割当の予定について」) を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、京都市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和3年12月14日(火)午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知等

ア 申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和3年12月24日(金)に、インターネット利用者は確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者及び郵便利用者には一般競争

入札参加資格確認通知書により通知する。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、アに定める日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、アに定める日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和4年1月5日（水）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和4年1月11日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(7) 入札説明書に対する質問及び回答期限

ア 入札説明書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を令和3年12月14日(火)までに、3(1)の場所へ提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時ま

で。ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 管理者は、アによる質問を受けたときは、令和3年12月24日(金)までに質問に対する回答書を、3(1)の場所並びにウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書に対する質問は受け付けない。

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和4年1月17日(月)、18日(火)及び19日(水)の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和4年1月17日(月)、18日(火)及び19日(水)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 郵便利用者は、令和4年1月19日(水)(開札日前日)午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

(2) 予定価格(消費税及び地方消費税を含まない。)

ア 京都市上下水道局水道部山ノ内ポンプ場 44,923,000円

イ 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場 31,752,000円

ウ 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場 81,013,000円

エ 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場 165,718,000円

オ 京都市上下水道局水道部新山科浄水場 67,473,000円

カ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター
782,426,000円

キ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
94,758,000円

ク 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター
100,977,000円

ケ 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター
131,161,000円

(3) 開札日時

令和4年1月20日(木)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末利用者及び郵便利用者には電話により

通知する。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

6 入札方法

(1) 入札は、上記1(4)に掲げる需要施設ごとに行う。

(2) 契約の締結は、単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量料金などの契約単価を設定することを条件とする。

(3) 落札の決定は、上記(2)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料費調整単価については、令和3年10月時点の単価を使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

なお、契約後の燃料費調整単価については、令和4年1月時点の電気供給条件に準ずる約款で、契約期間は適用すること。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 契約の締結は、(2)に定める各税抜単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、単価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

(6) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

- (7) 事前確認資格があると当市が認めた者が辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を書留郵便で、上記5(1)の期間までに3(1)の場所に必着させること。辞退の入力又は届出が無い場合は無断欠席とみなし、入札参加資格停止等の措置を行う。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

- (1) 本件の契約日は令和4年4月1日とする。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。
- (7) 登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (8) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (9) 予定価格が8,000万円以上となる案件（1(4)ウ、エ、カ、キ、ク及びケ）の受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、

取り組みに努めるものとし、契約後2箇月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細について掲載しているホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000130415.html>

- (10) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (11) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

11 Summary

- (1) Contract item up for tender:

Supply of electric power to use at the following facilities

- ① Yamanouti Pumping Station
 - ② Rakusai Relay Pumping Station
 - ③ Keage Purification Plant
 - ④ Matsugasaki Purification Plant
 - ⑤ Shinyamashina Purification Plant
 - ⑥ Toba Sewage Treatment Plant
 - ⑦ Toba Sewage Treatment Plant Kissyouin Branch
 - ⑧ Fushimi Sewage Treatment Plant
 - ⑨ Ishida Sewage Treatment Plant
- (2) Time-limit for the submission of application form and relevant documents for the qualification :14 December, 2021
 - (3) Time-limit of tenders : 5:00p.m. 19 January, 2022
 - (4) Contact point for notice:
Contract Accounting Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto
12, Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minamiku, Kyoto 601-8004, Japan
Phone 075-672-7726

(上下水道局総務部契約会計課)